

令和7年度

青森市 こども誰でも通園制度 のご案内

こども同士で
遊ばせたい

こどもを預け
てリフレッシュ
したい

子育ての
悩みを
相談したい



制度内容

保護者の就労要件等を問わず、施設を利用することが可能です！！

対象児童

保育所等^(※)に入所していない0歳6か月～満3歳未満のこども

(※)保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所、企業主導型保育事業所

利用可能時間

こども1人あたり月10時間以内

※1時間単位の利用とし、1時間未満の利用は1時間の利用とみなします。

実施施設

令和7年3月末に青森市ホームページでお知らせ(下記のQRからホームページへ)

令和6年度からの変更点

利用料金

R6:全施設一律300円/時 ⇒ R7:施設ごとに料金を設定

※給食費やおやつ代など、別途実費負担が必要な場合もあります。

※詳しくは施設に
お問い合わせください

ご利用までの流れ

利用認定

子育て支援課または健康福祉課
(民生福祉チーム)へ、利用認定申請書
を提出
(後日、利用認定通知を送付します)

施設予約

利用したい施設へ直接申し込み
※初めて利用する際は、利用前面談を行
ってください。(お子さんの状況確認
や利用条件等を話し合います。)
※施設によって利用時間の扱いとなる
ことがあります。

利用

申込み(予約)した日時に施設を利用
※当日キャンセルは、申込み(予約)した分
の時間を利用した扱いとなります。
※同一月は、原則1施設のみ利用可能で
す。

